

多良木町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

熊本県球磨郡多良木町

(目 次)

1	基本的な事項	1
	(1) 多良木町の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	2
	(3) 多良木町行財政の状況	5
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
	(7) 計画期間	10
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 現況と問題点	10
	(2) その対策	11
	(3) 計画	12
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
3	産業の振興	12
	(1) 現況と問題点	12
	(2) その対策	15
	(3) 計画	18
	(4) 産業振興促進事業	20
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
4	地域における情報化	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 計画	21
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
	(1) 現況と問題点	21
	(2) その対策	22
	(3) 計画	22
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

6	生活環境の整備	23
	(1) 現況と問題点	23
	(2) その対策	25
	(3) 計画	26
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
	(1) 現況と問題点	27
	(2) その対策	28
	(3) 計画	29
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
8	医療の確保	30
	(1) 現況と問題点	30
	(2) その対策	31
	(3) 計画	31
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
9	教育の振興	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	33
	(3) 計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
10	集落の整備	36
	(1) 現況と問題点	36
	(2) その対策	36
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
11	地域文化の振興等	37
	(1) 現況と問題点	37
	(2) その対策	37
	(3) 計画	37
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
12	再生可能エネルギーの利用推進	38
	(1) 現況と問題点	38

(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
14 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	39

1 基本的な事項

(1) 多良木町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、熊本県の南部、球磨郡の東部に位置し、県庁所在地である熊本市から約120kmの距離にあります。面積は165.86k m²、人口は9,076人(令和2年国勢調査)で、人口密度は54.7人/k m²となっており、総面積の約80%が森林です。主な土地利用の状況は、令和2年の2020年農林業センサスで、田が約11.8k m²(総面積の7.1%)、畑約0.7k m²(0.4%)、令和7年熊本県市町村要覧で、森林面積132.36k m²(80.0%)、住宅地面積3.19k m²(1.9%)、となっています。北部地域と南部地域は広大な森林で覆われており、北部台地は主に畑地帯を形成しています。中央部地帯は平坦地で東西に国道219号と第3セクターくま川鉄道が走り、その北部を日本三急流の一つ清流球磨川が流れており、ほ場整備された水田が開け、道路沿線には住宅地、工場、商店街等を形成しています。気象条件は昼夜の気温差が大きく、降水量は、年間平均で2,000~2,500mmあり、冬期には霧・霜が多く発生します。多良木町は、明治22年市町村制の施行によって多良木村、黒肥地村、久米村が発足し、大正15年5月1日多良木村が町制を施行、昭和30年4月1日町村合併促進法により多良木町、黒肥地村、久米村が合併し現在に至っています。

産業の特色としては、農林業が主であり、米・葉タバコ・メロン・野菜・落葉果樹・花き・乳用牛・肉用牛等の農産物や、杉・檜・椎茸等の林産物を産出しています。

また工業では、自動車関連部品、精密電子機器・製材・焼酎等の製造加工の工場があり、商業では飲食料品や機械器具の小売店が連なっています。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和35年から昭和40年にかけて9.8%の減少、昭和40年から昭和45年にかけて11.1%の減少と、大幅に過疎化が進み、昭和45年に我が国の深刻化した過疎問題に対処するため制定された過疎地域対策緊急措置法で過疎市町村に指定されました。その後も過疎化は進み、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、道路整備や生活環境の整備、産業の振興や教育施設の整備、子育て環境の整備等の総合的な対策を展開し、地域の活性化並びに住民生活と福祉向上の推進を図ってきました。

ウ 現在の課題

過疎対策については一定の成果を上げていますが、現在も人口減少は続いており、高齢化の進展、若年層の流出、雇用機会の不足、出生率の低下等の様々な問題を抱えており、さらに過疎化が進むものと思われます。

多良木町の産業基盤は農林業ですが、従事者の高齢化、担い手の減少等の課題を踏まえ、魅力ある農林業の確立、生産性及び収益性の向上、生産品の高付加価値化による所得確保、担い手の確保等を推進していく必要があります。

また、生活面においては地域商店等の閉鎖や高齢化による免許返納などによる生活必需品の買物困難者の発生などが想定され、さらに進展する人口減少や少子高齢化に対応できる充実した環境の整備、本町の豊かな地域資源を活かした魅力あるまちづくりを図っていく必要があります。

エ 社会経済的発展の方向の概要

多良木町は、豊かな自然のもと、農林業を中心に発展してきました。担い手の確保に努めながら、農地集積や集約化、ICTを活用した機械の導入等による省力化を進めるとともに、高収益な農林産物の生産や付加価値の創造に取り組み、所得向上に繋げ、魅力ある農林業にする必要があります。また、商工業などの地場産業は、地域経済の要として多くの雇用の場を創出しています。それらを維持発展させていくため、商工会をはじめ関係団体と連携しながら、担い手の確保対策、空き店舗対策、地場産業活性化対策に取り組んでいきます。観光業は、貴重な歴史文化遺産や多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）、交流館石倉などの地域資源を活かし、近隣市町村や関係機関と連携しながら新たな観光事業開発に取り組み、観光客の誘致に取り組めます。

また、人口減少を抑制するために、子育て環境の整備を推進するとともに、高齢者が健康で生き生きと生活できるよう、疾病予防・介護予防を推進するとともに福祉・医療サービスの向上を図り、誰もが安心して安全に住み続けられる町にしていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和 35 年国勢調査で、19,958 人であった人口は、現在に至るまで減少が続き、令和 2 年の国勢調査では 9,076 人と 60 年間で 10,882 人減少し、減少率は 54.5%となっています。

本町の人口動態をみると、昭和 55 年以降自然動態については、平成 3 年までは出生者が死亡者を上回っていましたが、平成 4 年度以降は逆転し出生者が死亡者を下回りました。一方、社会動態については、転出が転入を上回る社会減が続いており、全体の人口は減少しています。以上のことから本町の人口減少は出生率の低下、他地域への流出、高齢化に伴う自然減が主な要因になっていることがうかがえます。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

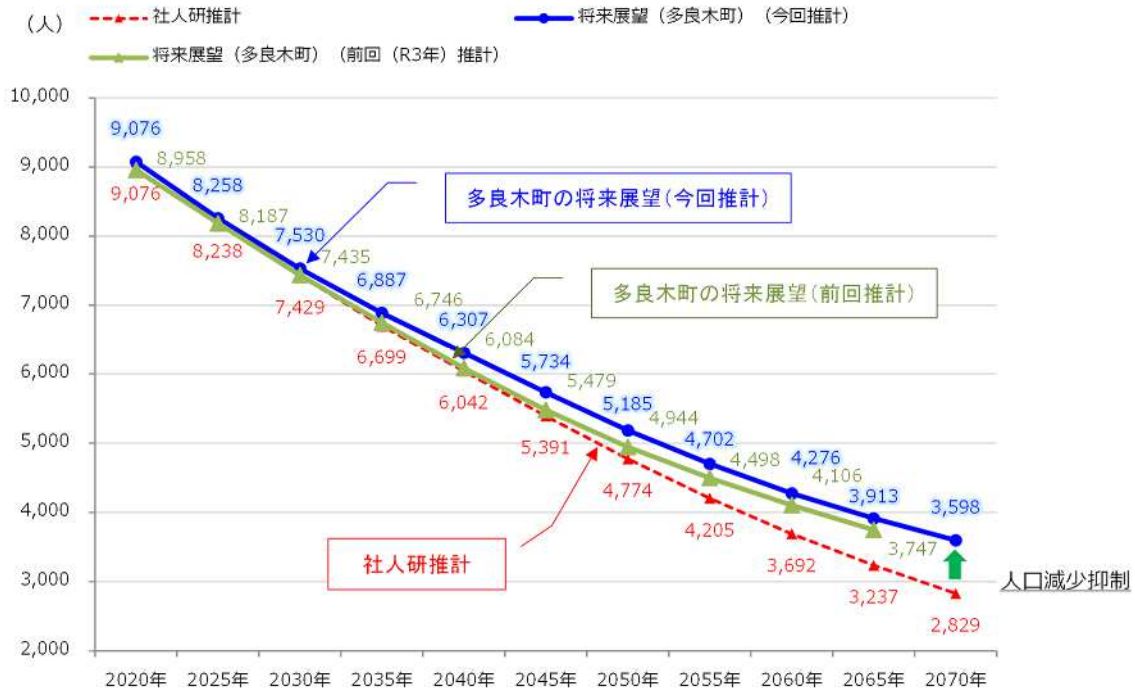
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数※	人 19,958		人 18,006	% △9.8	人 16,004	% △11.1	人 14,823	% △7.4	人 14,598	% △1.5	人 14,123	% △3.3
0～14 歳	7,388		5,788	△21.7	4,325	△25.3	3,597	△16.8	3,413	△5.1	3,127	△8.4
15 歳～64 歳	11,335		10,814	△4.6	10,199	△5.7	9,681	△5.1	9,491	△2.0	8,997	△5.2
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,428		3,745	△15.4	3,300	△11.9	3,035	△8.0	2,624	△13.5	2,146	△18.2
65 歳以 (b)	1,235		1,404	13.7	1,480	5.4	1,545	4.4	1,694	9.6	1,999	18.0
(a)／総数 若年者比率	% 22.2		% 20.8	—	% 20.6	—	% 20.5	—	% 18.0	—	% 15.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.2		% 7.8	—	% 9.2	—	% 10.4	—	% 11.6	—	% 14.2	—
区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年			
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総 数	人 13,437	% △4.9	人 12,701	% △5.5	人 12,072	% △5.0	人 11,398	% △5.6	人 10,554	% △7.4		
0～14 歳	2,641	△15.5	2,131	△19.3	1,770	△16.9	1,558	△12.0	1,355	△13.0		
15 歳～64 歳	8,373	△6.9	7,685	△8.2	6,955	△9.5	6,278	△9.7	5,649	△10.0		
うち 15～29 歳 (a)	1,896	△11.6	1,717	△9.4	1,621	△5.6	1,352	△16.6	1,055	△22.0		
65 歳以 (b)	2,423	21.2	2,885	19.1	3,347	16.0	3,562	6.4	3,550	△0.3		
(a)／総数 若年者比率	% 14.1	—	% 13.5	—	% 13.4	—	% 11.9	—	% 10.0	—		
(b)／総数 高齢者比率	% 18.0	—	% 22.7	—	% 27.7	—	% 31.3	—	% 33.6	—		

区 分	平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数※	人 9,791	% △7.2	人 9,076	% △7.3
0～14 歳	1,249	△7.8	1,026	△17.9
15 歳～64 歳	4,852	△14.1	4,130	△14.9
うち 15～29 歳 (a)	856	△18.9	739	△13.7
65 歳以 (b)	3,690	3.9	3,879	5.1
(a)／総数 若年者比率	% 8.7	—	% 8.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 37.7	—	% 43.2	—

※総数は年齢「不詳」を含む数値を計上

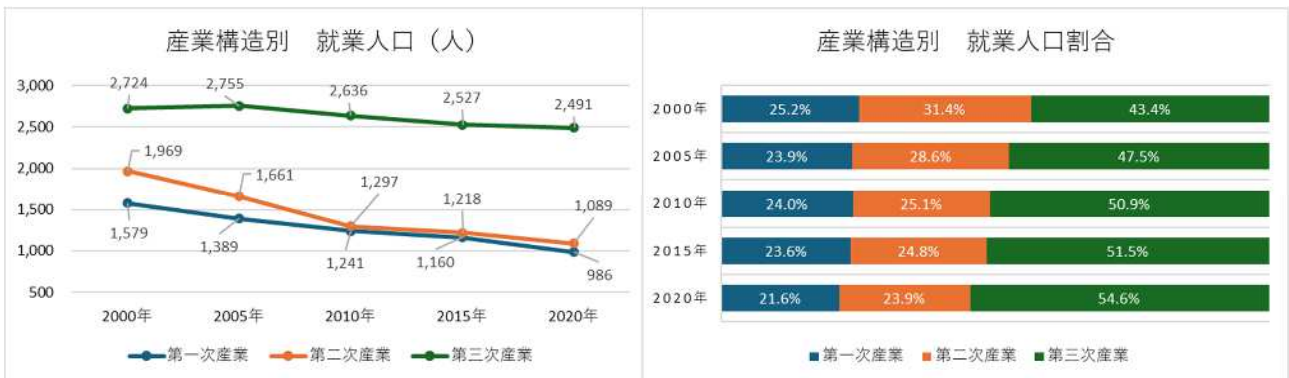
表1-1(2) 人口の見通し

多良木町の総人口の長期推計と将来展望



イ 産業構造

令和2年国勢調査による就業人口は4,683人で、内訳としては第一次産業が986人(21.1%)、第二次産業が1,089人(23.3%)、第三次産業が2,491人(53.2%)、その他が117人(2.4%)です。平成12年と比較すると、就業人口で1,593人も減少しています。産業別にみると第一次産業が593人(減少率37.6%)の減少、第二次産業は880人(減少率44.74%)の減少、第三次産業は237人(減少率8.7%)減少しています。就業人口比率で見ると、第一次産業が平成12年25.2%から令和2年には21.1%に減少、第二次産業が平成12年31.4%から令和2年23.3%に減少している一方、第三次産業は平成12年の43.4%から令和2年53.2%と大幅に増加しています。このように全体的に就業人口の減少が続いていますが、中でも第一次・第二次産業の就業人口の減少が顕著です。



(3) 多良木町行財政の状況

ア 行政の状況

本町では、現在 47 行政区を設置しており、各行政区の区長に行政事務処理の委託を行っています。また、各行政区に担当職員を配置し、町の課題に対し行政と地域が協働で対応する取り組みを行っています。

行政組織機構については、町長部局に 10 課、5 つの行政委員会等を設置しており、令和 7 年 10 月 1 日現在の職員数は 179 名（うち会計年度任用職員 60 名）となっています。

広域行政については、人吉球磨地域 9 市町村によるごみ処理、汚泥処理、リサイクル、斎場事業を一部事務組合で行っています。また、病院事業、消防救急事業については、上球磨 4 町村で病院企業団、消防組合を運営しています。加えて、生活に必要な都市機能を擁する人吉市と近隣 9 町村で、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行う定住自立圏構想を策定し、圏域全体の活性化に取り組んでいます。

イ 財政状況

本町の財政状況は、令和 6 年度決算において実質収支では約 4 億 6 千 9 百万円の黒字を計上しましたが、これは臨時財政対策債の発行や普通交付税の増などにより黒字の状態を保っているところです。平成 20 年度をピークに減少に転じていた公債費も近年は増加傾向にあり、令和 9 年度には 7 億円を超える見込みです。今後は、社会保障費等の義務的経費の増加、公共施設の改修や維持管理の増加、多良木中学校改築事業に係る起債償還の据置期間終了に伴い公債費もさらなる増加が見込まれるため、国の動向や経済の状況により一般財源の確保が困難となってきた場合は、基金の取崩しをしなければならない状況です。また財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 26 年度決算は 87.7%、令和 6 年度決算においては 83.4%と減少傾向にあるものの、財政の硬直化を回避させるために計画的な財政運営を図る必要があります。加えて、物価や原油価格の高騰による景気の落ち込みや本町の人口減少等により、町税等の今後の増額は見込めないため、ふるさと納税等での自主財源の確保を図ることが重要です。そのうえで、事業の必要性や緊急性を考慮し、実施する事業の優先度を判断していくとともに、官民連携による新たな事業手法を検討しながら、必要な財源を確保し、健全な財政運営を進めていく必要があります。

多良木町行政機構図

令和7年4月1日現在

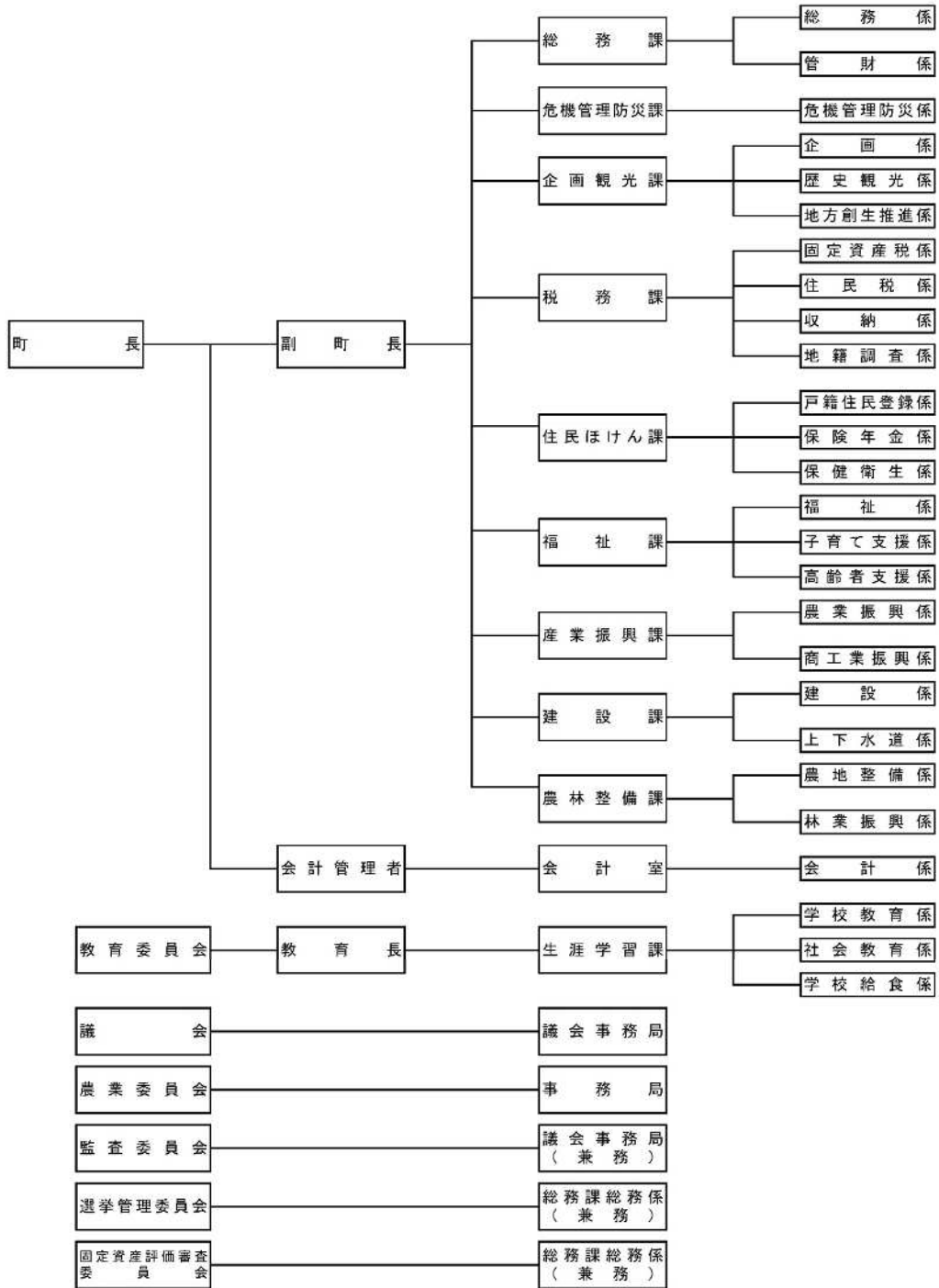


表1-2(1) 多良木町の財政状況

(単位：額 千円、比率 %)

区 分	平成 26 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	6,432,062	7,178,955	8,342,487
一般財源	3,879,323	3,987,867	4,647,886
国庫支出金	671,288	846,855	1,087,442
都道府県支出金	634,305	773,872	771,345
地方債	515,398	725,953	562,841
うち過疎債	145,100	227,300	230,300
その他	731,748	844,408	1,272,973
歳出総額 B	6,127,465	6,807,019	7,806,756
義務的経費	2,703,321	2,762,012	2,938,182
投資的経費	936,280	1,101,651	1,049,894
うち普通建設事業費	913,146	954,751	712,017
その他	2,487,864	2,943,356	3,818,680
過疎対策事業費	218,938	298,521	372,970
歳入歳出差引額 C (A-	304,597	371,936	535,731
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,115	42,703	65,966
実質収支 C-D	273,482	329,233	469,765
財政力指数	0.21	0.24	0.23
公債費負担比率	5.8	11.8	—
実質公債費比率	12.0	8.6	9.0
起債制限比率	6.3	—	—
経常収支比率	87.7	88.3	83.4
将来負担比率	78.5	41.7	—
地方債現在高	6,216,430	5,438,365	6,107,513

※令和元年度、令和6年度の公債費負担比率及び令和元年度、令和6年度の起債制限比率は未算出のため「—」を記入。

※令和6年度の将来負担比率は、マイナスのため「—」を記入。

ウ 主要公共施設整備水準等の現状と動向

本町は南北に長く、山間地も多く、集落が点在していることから、道路、上・下水道施設、情報通信施設等の整備が進んでいない地域もありました。加えて、消防施設、教育施設についても老朽化等により整備や建替が必要になっていたことから、第6次多良木町総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合計画等に基づき事業を進め、必要な整備をし、生活環境の水準を向上させてきたところです。

しかしながら、未だ都市部と比べて公共施設整備の水準は低い状況です。今後は、公共施設の各管理計画に基づき、長寿命化を図りながら、住民の生活環境と福祉の向上、地域の活性化のための公共施設の整備を実施していく必要があります。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	35.4	71.4	72.1	76.0	77.4	77.5
舗装率 (%)	61.0	83.7	93.1	96.2	96.4	96.4
耕地1ha当たり農道延長(m)	4.3	2.2	12.1	0.7	0.3	0.3
林野1ha当たり林道延長(m)	28.8	14.5	46.6	12.4	6.8	6.8
水道普及率 (%)	61.6	81.4	87.0	93.5	96.8	105.5
水洗化率 (%)		31.5	40.8	67.2	81.7	87.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	14.5	20.1	16.1	18.3	20.2	22.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年度に策定した本町の最上位計画である「第6次多良木町総合計画」(以下、「総合計画」という。)は、将来像として「自然と歴史が調和し誰もが安心して住み続けられる活力と笑顔あふれるまち「たらぎ」と定めています。将来像を実現するために、5つの基本目標と19の基本方針を定め、まちづくりを推進しています。

多良木町過疎地域持続的発展計画(以下「本計画」という。)においても、その将来像については総合計画に即したものとします。

また、本計画は過疎法第7条に基づく「熊本県過疎地域持続的発展方針」を踏まえるほか、本町個別計画との整合に配慮し策定します。

ア 安全で安心できるまちづくり

住居や道など生活環境の整備、近年多発している大規模災害への備えや対応、交通事故に合わない対策、公共交通網の利便性向上など、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

イ 生涯をとおして学べるまちづくり

子どもが持つ可能性を最大限発揮できるような環境を整備し、それぞれに応じた教育を行いながら、ICT教育や英語教育を推進します。また、生涯を通じた学びができるよう、生涯学習講座の開設や社会教育団体への支援を行い、誰もがいつでも学べる機会を提供していきます。加えて、スポーツや人権教育などをとおして、健康な心身を育み、互いに尊重し合える共生社会を推進します。

ウ 健康で充実した福祉のまちづくり

誰もが健康で安心して生活でき、年齢や障がいの有無にかかわらず、生き生きと住み続けられるよう支援します。また、子育て世代には、安心して出産、子育てできる環境を整備し、継続して支援をしていきます。

エ 文化を大切にし、地域資源を活かした、活力あるまちづくり

本町には古くから受け継がれてきた歴史や文化があります。それらを保存・活用しながら次世代に継承していきます。基幹産業である農林業は、農地や山林が持つ多面的機能を維持させながら、担い手の確保や生産基盤の強化、農地集積や集約化、ICTを活用した機械等の導入による生産性の向上や省力化を進め、経営の安定化を図ります。また高収益な農林産物の生産に取り組み、農林業の所得向上に繋がります。活力ある地場産業は、町の活性化の要です。商工会をはじめとした関係団体と連携しながら、担い手の確保対策・空き店舗対策・地場産業活性化対策に取り組み、町のにぎわいを創出します。観光業は、貴重な歴史文化遺産や多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）、交流館石倉などの地域資源を生かし、近隣市町村や関係機関と連携しながら新たな観光事業開発に取り組み、交流人口や関係人口の増加を図ります。

オ 持続可能なまちの行財政運営

人口減少の中で、住み続けられるまちにするためには、住民協働の下、財政に裏付けられた効果的・効率的な行政運営をしていく必要があります。また、人口減少を抑制するため、地方創生や移住定住に取り組みながら、雇用の場や人材の確保を推進していきます。加えて、人口減少や過疎化などの課題を、大学や企業と連携し、様々な方策を検討し、解決に向け取り組みます。

これらの実現に向けては、住民と行政が協働で、まちづくりに取り組むことが必要です。これまでの取り組みを継続させつつ、持続可能な町にしていくため、計画的に生産基盤と生活環境基盤の整備を進めなくてはなりません。

交通網の整備、医療環境の確保、農林業や地場産業の活性化、観光業の振興、防災対策の強化、交通安全・防犯対策の向上など、様々な取り組みを効果的に推進するためには、国や県の施策との整合性を図り、関係機関並びに近隣市町村との連携による広域的な取り組みが必要です。

そのため、この多良木町過疎地域持続的発展市町村計画による施策の展開と、現在、策定を進めている第6次多良木町総合計画に基づき、豊かな自然の中で、脈々と受け継がれてきた伝統文化を次世代に継承し、人口減少社会においても、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進め、地域の活性化と持続的発展を果たしていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少を抑制するための対策

が必要不可欠です。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本町の将来人口は令和 12(2030)年には 7,429 人（令和 7 年比 9.1%減）、令和 17(2035)年には 6,699 人（同 18.0%減）になるとされています。

現計画の「多良木町人口ビジョン」及び「多良木町総合戦略」では、令和 47(2065)年には 3,237 人となる社人研の将来推計人口を、各種取り組みにより、3,913 人と推計しています。この推計に基づき、本計画の最終年である令和 12 年度末における目標人口を 7,530 人と定めます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和 13 年度において、国勢調査等統計情報を引用し、議会及びまちづくり推進委員会等に報告することとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町は、これまで住民福祉の向上のため過疎対策等で公共施設を整備してきました。しかし、これらの公共施設は、老朽化が進んでいるため、今後、更新・建替えや改修が必要となり、一定年度への集中が懸念されます。また、この老朽化対策にかかる費用の増加により、大きな財政負担となることが見込まれます。このような背景を踏まえ、人口動態や財政状況等を見据えた長期的視点をもって、公共施設等の利用状況の把握と更新・総量適正化・長寿命化を総合的かつ計画的に行うことの必要性から、平成 28 年度に「多良木町公共施設等総合管理計画」、令和 2 年度に「多良木町公共施設個別施設計画」を策定し、その方針に基づき、公共施設を管理していくことにしています。また、公共施設等の整備にあたっては本計画等と整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町の人口は、昭和 30 年には最多となる 20,091 人でしたが、その後は転出超過や少子化高齢化で人口減少が続いており、令和 2 年の国勢調査では 9,076 人まで減少し、人口減少への対応が喫緊の課題となっています。特に、就職や進学を契機とした若者の流出が人口減少の大きな要因となっているため、若者が定住できるよう、働く場の確保や子育てしやすい環境を整備することで、定住に向けた取り組みを推進する必要があります。加えて、本町の豊かな自然環境や子育てしやすい環境等を都市部での移住相談会等で町外に発信するとともに、地域おこし制度等を活用

し、本町出身者のUターンを含め、地域外からも人材を呼び込める魅力的な地域づくりを推進することにより交流人口・関係人口の増加や移住につなげていく必要があります。

イ 地域間交流の促進

田舎暮らしやゆとりある生活への志向、環境意識の高まり等を背景にして、地方への関心が高まっており、多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）や農家民泊で、都市部の観光客も受け入れています。年々観光客数は増加していますが、コロナ禍以前の数値までには至っていない状況です。

都市部の観光客等関係人口は、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流を通して新たな価値の創造やイノベーションにつながり、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、その増加を目指した取り組みが必要です。

また、奥球磨3町村（多良木町、湯前町、水上村）では、「奥球磨広域連携推進協議会」を組織し、連携して取り組むことで、より効果の望める分野について交流人口や関係人口の増加、地域活性化を目的に連携事業に取り組んでいます。

姉妹町については、平成22年に北海道南幌町と締結し、児童交流事業や物産品販売を継続的に実施し交流を深めています。

ウ 人材育成

人口減少により農林業や地場産業、地域の担い手といった人材が不足しています。人材不足は生産力の低下や市場の規模縮小、自治会や消防団等の地域活動の衰退にも影響を与えています。移住・定住対策を推進し、それらの人材を確保・育成することが課題です。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 地域の空き家等を活用し、利用可能な空き家等の移住情報の提供により、移住・定住の促進を図ります。
- ② 担い手等を増やすため、本町に就職・起業した移住者に対する支援に努めます。

イ 地域間交流の促進

- ① くま川鉄道多良木駅周辺に整備したインドアスポーツ施設、入浴施設、ファミリーパーク、アウトドアスポーツ施設、物産館、多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）等を地域間交流の中核施設として位置づけ、さらに周辺に散在する歴史ある文化財、妙見野自然の森展望公園等の自然環境体験施設等を有効に結びつけ、その有効活用を図り、交流人口や関係人口の増加・地域間交流を促進し地域の活性化を図ります。

- ② 「奥球磨広域連携推進協議会」等で、広域的に連携して取り組むことで、より大きな効果が望める分野については、積極的に連携し、交流人口や関係人口の増加・地域間交流の促進に努めます。
- ③ 姉妹町である南幌町と、町民や児童の交流事業や特産品などの物産交流事業を通して、関係人口の増加を図ります。

ウ 人材育成

集落支援員や地域おこし協力隊等の制度を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の人材の確保・育成を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	空き家バンク運営事業	町	
	(2) 地域間交流	移住促進事業	町	
		奥球磨広域連携推進事業	協議会	
		九州中央山地観光推進協議会	協議会	
		姉妹町交流事業	町	
	(3) 人材育成	地域おこし協力隊事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町は、多湿で寒暖差が大きい気候や世界かんがい施設遺産に登録された二つのかんがい用水路を生かして、良質な米をはじめ、工芸作物、野菜、果樹の生産や畜産を中心に発展してきました。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足に歯止めがかからず、耕作放棄地の増加も見受けられ農地が持つ多面的機能の低下をまねくおそれが生じています。また、農作物の大消費地から遠いなどの不利な流通条件に加え、鳥獣による農作物の被害が増加するなどといったことが営農活動に悪い影響を及ぼしています。

このような諸問題を解決するためには、生産基盤の強化を図り、農作物の生産性向上と高付加価値化によって農業所得を向上させるとともに、地域農業を支える人

材の確保や地域計画に基づく担い手への農地集積・集約化を実現させることなど様々な対策が求められます。

具体的には、担い手の柱である認定農業者や広域農業法人等の経営強化や農地集積・集約を図るとともに、新規就農者や事業継承への対策と併せて多様な人材確保の仕組みづくりも重要です。

また、スマート農業の普及を推進し、生産性と省力化の両立を図ることや、高収益作物等の導入や農作物のブランド化をはじめとした高付加価値化の取り組みが必要です。さらに、ふるさと納税の活用による販路拡大やフードロス対策等を関係団体と連携しながら農業所得向上や持続可能な農業経営に努めることも重要です。

加えて、農業関連施設の再編整備、近年頻発化する自然災害で被災した農地や施設等の早期復旧、農作物に害をもたらす鳥獣被害防止対策の強化、農産物の品質低下や農業者の熱中症につながる温暖化対策も早期に取り組む必要があります。

イ 林業

本町は総面積の約 80%が森林であり、その豊富な木材を生かして林業が盛んに行われてきました。しかし、高齢化や近年の木材価格の低迷等により林業従事者が減少してきています。加えて、山に関心が無い森林所有者が増加しており、町内に存在する山林は、豊富な資源であるにも関わらず私有林を中心に管理不足となっています。

また、近年顕著な豪雨被害や鳥獣被害は森林整備の大きな障害となっており、中でも作業道の補修については経費がかさむため、林業従事者の意欲低下に繋がる懸念されています。

効率化や生産性向上、労働環境の向上、所得向上対策等を推進し、魅力ある林業で、林業従事者を確保する必要があります。加えて水源かん養機能や国土保全など森林の持つ多面的機能の維持・増進を基本に森林を総合的に整備・管理するとともに、育成途上にある人工林の間伐等の適正な実施と木材産業の育成を推進します。

ウ 水産業

清流の復活を目指し、公共下水道への接続推進、地域環境保全美化推進を図り生活排水規制等の対策を推進します。関係部局との情報連絡を密にし、養殖魚に発生する疾病の早期発見と被害の軽減に努めます。

エ 商工業

商業は令和 3 年経済センサス活動調査（卸売業・小売業）によると、事業所数 108 件、従業者数 596 人、年間商品販売額は約 142 億 8,200 万円となっています。平成 24 年と比較すると、事業所数は 14 件の減少、従業者数は 102 人減少しているものの、年間商品販売額はおよそ 22 億 9,800 万円の増加となっています。

大型店の増加やインターネットなど通販による購買が増えており、町内小規模小

売店は減少しています。さらに、国道沿いの商店街は空き店舗が増加しており、その対策も急務です。

工業では主な業種は焼酎醸造、製材業、電子部品製造等で、令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数39、従業者数596人、製造品出荷額は約58億200万円です。平成24年と比較すると、事業所数は6件の減、従業者数は25人の減となっていますが、製造品出荷額は約1億8,200万円増加しています。昭和40年に多良木町工場設置奨励条例を制定し4社の企業を誘致し、昭和61年には間伐材を有効利用した集成材工場が設立されました。さらに、平成4年度からは南九州地域木材流通多良木団地造成分譲事業による分譲が開始され、地元林業の活性化のため大きな役割を果たしています。現在は九州自動車道が全線開通し共用が開始され、企業誘致の条件も整っておりますが、新規企業の誘致は高度人材を始めとした労働力不足等のため難しい状況です。

今後、地域の雇用機会の確保と所得向上を目指し、企業誘致を推進するとともに、場所にとらわれないIT企業やテレワークを導入する企業等の誘致にも取り組む必要があります。

オ 情報通信産業

本町では、民設民営で高速ブロードバンドの環境が整備されていますが、情報サービス業等の事業所は少ない状況です。住民の生活や社会を支える重要な分野であり、人々の働き方やライフスタイルが大きく変化するなか、その重要性は更に高くなっています。

テレワークやサテライトオフィス等の新しい働き方が普及しており、新たな雇用の場の確保のためにも、情報処理や情報提供を行う情報サービス業等事業所の参入を推進していく必要があります。

カ 観光業

本町は、九州山地の麓に広がる人吉盆地のほぼ中央を流れる日本三急流の一つ球磨川の上流にあり、東南部に黒原山、花立山など1,000mをこえる山々が連なっています。

また、鎌倉時代以降球磨地方の中心地として栄え、歴史や文化を物語る遺跡史跡や文化財が数多くあります。令和7年9月には「多良木相良氏遺跡」が国の史跡に指定されました。多良木相良氏遺跡は、「蓮花寺東之前遺跡」と「青蓮寺境内」で構成されており、本町の豊富な文化財の新たなシンボルとして期待されます。平成27年4月に認定を受けた人吉球磨日本遺産の町内に点在する構成文化財を含め、文化財の魅力を発信する取り組みや文化財を活用した新たな観光ルートの開発を推進する必要があります。

近年は、入浴施設や物産館の建設、多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）建設、妙見野自然の森展望公園の整備等により、観光客も増加しており

ましたが、コロナ禍以前の宿泊客数には届いていない状況です。

また、余暇時間の増大や所得の向上、生活様式の変化に伴って観光形態も多様化・個性化しており、個人が明確な旅のテーマや目的を持って旅をする、体験型・目的喚起型観光の時代が到来しています。これらの観光形態の変化に対応するため、既存の観光資源に加え新たなニーズにも対応できる、新しい観光体制を整備する必要があります。さらに自然環境への関心やアウトドア指向が高まっていますので、これらに対応した施設整備等の充実を今後図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 農業

- ① 広域農業法人や認定農業者、認定新規就農者等の経営を安定化させ、新規就農者（農業法人への就農も含む）や後継者を増加させる取り組みに努めます。
- ② 農産物ブランド化を推進することで、町全体の農産物の付加価値を高め、農業競争力を強化する取り組みに努めます。
- ③ 低コスト・省力化や生産性の向上を図るため、スマート農業の推進や共同利用機械施設を導入する取り組みを促進します。
- ④ 高収益な新たな作物をはじめ、関係団体との共同による多様な販売形態を実現させ、農業所得の向上を促進させます。
- ⑤ 地域商社（異業種を含む）との連携により、稼げる農業の実現やフードロス対策を促進します。
- ⑥ 農家自らが農用地の維持や利活用について話し合い、地域計画を基に認定農業者、認定新規就農者等に集積・集約を図るなど、将来の地域農業を持続可能なものにする取り組みに努めます。
- ⑦ 水田が持つ減災や環境保全、良好な景観の形成といった多面的機能を維持するための活動を促進します。
- ⑧ 定期的に農地パトロールを実施することにより、遊休農地の把握を行い、地域の中山間集落協定組合や関係機関と連携しながら遊休農地解消に努めます。
- ⑨ 地域計画に基づき、関係機関と連携し指導・助言を行いながら、地域の担い手への農地集積・集約を促進します。
- ⑩ 農地バンク（農地中間管理事業）のメリット等の周知に努め、利用促進を図ります。
- ⑪ 農業の事業継承を、熊本県など関係機関と連携し推進します。
- ⑫ 鳥獣被害の防止策として、農家や狩猟組織と連携した新たな駆除体制の構築を目指します。
- ⑬ 有機農業等を始めとした環境負荷軽減（カーボンニュートラル）の取り組みを促進します。
- ⑭ 防疫・風水害に強い農業施設（単棟強化ハウス、鶏舎等）の導入など経営基盤を強化する取り組みや収入保険の加入を促進します。

- ⑮ 農業関係の生産及び集出荷施設の再編整備に努めます。
- ⑯ 国・県の補助事業を活用し、老朽化した用排水路等の更新を実施していきます。
- ⑰ 災害で被害を受けた農地は国、県関係機関と連携し、早急な復旧を推進します。

イ 林業

- ① 優良な森林資源の保全と循環利用を図るため、森林整備計画に基づく伐採や造林、除間伐などの保育事業の実施に努めます。
- ② 公益的機能や役割に応じた多様な森林資源の保全と管理に努め、森林機能の維持・向上を図り、環境保全のため無秩序な開発や転用を防止します。
- ③ 森林施業の効率化に配慮し、計画的な林道・作業路網の整備を図ります。
- ④ 作業道の国県の補助の対象とならない補修に対して支援することにより、林業従事者の森林整備の意欲を高めます。
- ⑤ 担い手不足対策として、林業従事者を雇用しやすい環境を整えるための支援を実施します。
- ⑥ 有用な資源である山林が管理者不在となり荒廃するのを予防するため、山林所有者へ意向調査を実施しながら、森林経営管理制度を活用し、適切な森林管理を推進します。
- ⑦ 有害鳥獣捕獲隊の担い手不足を解消するためにも農林業の従事者へ狩猟免許取得を促します。

ウ 水産業

公共下水道への接続推進、地域環境保全美化推進、生活排水規制等の対策、並びに、河川稚魚の放流事業等による水産資源の確保を図ります。

エ 商工業

- ① 空き家や空き店舗対策に努め、賑わいある街づくりを推進し、商店街の活性化を図ります。
- ② 商業者の経営強化を図るため、商工会等関係機関と連携し、後継者の育成・確保等の支援に努めます。
- ③ 企業の新規参入や新規起業、事業拡大を促進するための支援を行います。
- ④ 地場産品の開発や販路拡大など地場企業の取り組みを支援します。
- ⑤ 雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、工場や店舗等の施設整備に向けた支援を行います。
- ⑥ リモートワークの普及や AI・デジタル技術の発展といった社会変化を捉え、コワーキングスペースやスモールオフィスを活用した IT 企業などの誘致を推進します。
- ⑦ 熊本県や近隣市町村と連携し、新規就業支援事業を行い、地元企業の魅力を PR し都市圏からの就業者を募るとともに、地元出身者の地元への就職を促進す

ることで、担い手不足の解消に努めます。

- ⑧ ふるさと応援寄附を活用し、町内事業者の商取引の活性化、販路拡大、知名度向上を図ります。
- ⑨ 大学や企業と連携し、地場製品の付加価値向上、6次産業化やブランド化などに取り組みます。

オ 情報通信産業

熊本県、関係市町村及び民間事業所等と連携し、町内における新たな雇用の場となるよう情報サービス業をはじめとした情報通信産業等事業所の受け入れを推進します。

カ 観光業

- ① 通過型観光・滞在型観光に対応できるように、既存観光資源の有効活用を図ります。
- ② 観光形態の個性化（テーマ型観光）に見合った観光資源の情報発信、地域資源の調査、広域的観光の推進を図ります。
- ③ 地域の特性を活かした商品の開発や農家・林家と連携し、新しい地域の産業として、グリーン・ツーリズムという言葉に代表されるような、都市と農村の交流を促進するための観光商品開発、資源の発掘・活用に努めます。
- ④ 人吉球磨地域が日本遺産に登録されたことを受け、町内に点在する構成文化財を点ではなく、面として活用し発信することで、観光の推進を図ります。
- ⑤ 歴史とロマンの里づくりのため、国指定重要文化財の青蓮寺をはじめ、多数の歴史文化遺産や日本遺産として登録された人吉・球磨地域全体を広域的にとらえ、歴史文化遺産を結んだ広域的観光ネットワークを推進します。
- ⑥ くま川鉄道沿線整備、球磨川周辺整備、湯前人吉自転車道線整備、公園施設整備等を加えた景観づくりと併せて、総合的な観光開発を推進します。
- ⑦ 多良木えびす物産館を観光事業の要として位置づけ、各分野の産物・特産品等の開発・販路拡大を推進します。
- ⑧ 妙見野自然の森展望公園は球磨人吉全体の風景が一望できる絶好の位置にあり、豊かな森林に覆われているため、四季を通じて人と森のふれあい、自然環境と木の良さを体感し、ゆとりある自然空間を満喫できます。今後も自然と調和した周辺整備に努めます。
- ⑨ ふるさとの森休養施設を自然体験学習のできる施設として充実を図ります。また、河川プールと併せた魅力ある休養施設として活発な利用に努めます。
- ⑩ 平成 22 年 7 月に開業した多良木町都市農山村交流施設（ブルートレインたらぎ）を都市と農山村との交流の拠点施設として位置づけ、その役割を十分に果たすため施設の利用者はもとより、本町にお越しいただく観光客等への観光案内や、農林業体験、焼酎蔵巡り等、各種団体との連携を密に行いながら、農山村な

らではの癒しの空間を旅行者に提供することで、都市と農山村との交流を促し、町の活性化に努めます。

- ⑪ 関係団体と連携し、文化財や球磨拳などの伝統文化や滞在時間を延ばすまち歩きやフットパスなど歩く旅などの商品開発や紙漉きなどの体験メニューの商品開発を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営水利施設等保全高度化事業 第二多良木地区水路整備	県	
		県営水利施設等保全高度化事業 鮎之瀬地区水路整備	県	
		県営水利施設等保全高度化事業 第三多良木地区水路整備	県	
		県営水利施設等保全高度化事業 球磨南部地区水路整備	県	
		団体営水利施設等保全高度化事業 たらぎ第七地区水路整備	町	
	(3) 経営近代化施設 農業	畜産関係施設運営等事業	町	
		堆肥センター施設整備事業（車両含む）	町	
	(5) 企業誘致	企業誘致協議会負担金	町	
	(7) 商業 その他	商工会運営費補助・商工業振興事業	町	
		商工会プレミアム商品券発行補助	町	
		街路灯LED化事業	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光推進協議会負担金	町	
		妙見野自然の森展望公園管理	町	
		えびす広場(含む交流館石倉)管理	町	
		都市農山村交流施設管理	町	
都市農山村交流施設附帯事業		町		

		観光施設管理及び周辺整備	町	
		観光推進事業	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	林地残材活用事業	町	
		木造住宅促進事業	町	
	(11) その他	環境保全型農業直接支払事業	町	
		中山間地域等直接支払事業	町	
		多面的機能支払事業	町	
		農業用廃プラスチック類処理対策 事業	町	
		広域農業法人組織支援事業	町	
		新規就農者育成総合対策事業	町	
		振興作物農業機械等導入支援事業	町	
		経営所得安定対策事業	町・協議会	
		農業制度資金利子補給・保証料補助 事業	県・町	
		認定農業者等育成事業	町	
		畜産振興事業	町	
		農業振興活動補助事業	町	
		農作物ブランド化推進事業	町	
		農林商工担い手就業事業	町	
		農業委員会関係事業	町	
		農地中間管理事業	町	
		農地集積協力金事業	町	
		農地移動適正化あっせん事業	町	
		農業経営継承支援事業	町	
		耕作放棄地解消事業	町	
		綾北川槻木漁業協同組合運営補助	組合	
		河川稚魚放流事業	組合	
		造林事業（直営林事業）	町	
		立木搬出事業	町	

		有害鳥獣駆除事業	町	
		作業道開設及び作業道維持管理	町	
		くまもと間伐材活用推進事業	町	
		地方創生推進交付金事業	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
多良木町全域	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

ウ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣市町村と連携しながら進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会の進展によって、一般へのインターネットが普及し、スマートフォンやタブレット等の情報端末を誰もが持っており、どこでも必要な情報を収集・発信できるなど、情報通信技術は生活を支える重要な役割を持っています。また、最近では、大規模災害時の情報伝達の手段としても必要不可欠なものとなっています。本町は全域に光ファイバー網によるブロードバンド環境を整備していますが、一部地域では、携帯電話やインターネットが繋がらない状況もあります。そのような地域では、引き続き民間通信事業者の理解と参画を求めながら、情報通信環境の整備を進めていく必要があります。

また、国は、全ての人とモノが繋がりに、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出し、少子高齢化や過疎化などの社会課題や困難を克服する社会「Society 5.0」を推進しています。本町も、光ブロードバンドを利用したICT等の利活用を推進し、高度情報化社会に対応していく必要があります。

(2) その対策

- ① デジタル防災行政無線を活用し、災害時やその他の緊急時の迅速な情報提供を図ります。
- ② 住民の高齢化等に対応し、生活の利便性向上に資するため、光ブロードバンドを利用した多様なICT利活用の推進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）記載事業なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路網は、国道219号をはじめ県道の主要地方道3路線、一般県道6路線、町道326路線からなっています。

国道219号は、町の中央を東西に走り、改良・舗装とも整備済みで、歩道も設置されていますが、交通量の増加により朝夕には交通渋滞が起きやすい状況です。また、国道の沿線には商店街がありますが、大型車両の通行が多いうえに歩道も狭く、交通安全確保等の面から好ましくない状況にあります。

県道については、主要地方道が人吉水上線、錦湯前線、多良木相良線、一般県道が中河間多良木線、五木多良木線など6路線あります。これらの県道は、毎年改良・舗装が進められていますが、山間地等の整備が遅れています。令和7年4月1日現在の改良率は主要地方道70.1%、一般県道64.7%となっており、舗装率は100%です。

町道は、一級町道6路線、二級町道11路線、その他の町道309路線があります。本町は面積が広く、山間部を広く抱えており、集落に従って道路が走り、幅員の狭い曲折のある道路が多く、整備効率が悪い状況です。しかし、それらの道路は日常生活上や産業経済の発展に欠くことのできないもので、過疎対策事業等により道路整備を計画的に実施してきたところです。令和7年4月1日現在の改良率は77.5%、舗装率96.4%となっています。今後は、これら道路・橋梁の長寿命化や維持管理も重要となっています。また、農林業の生産性の向上のため大きな役割を果たす農林道については、農用地、林地の保全及び効率的な流通経路の確立という観点からも重要なものであり、一層の事業促進が必要です。

交通手段の確保については、地域の鉄道や路線バスが、人口減少や令和2年7月豪雨災害の影響により、乗車数が減少し厳しい運営状況にあります。また本町が運営し

ている乗り合いタクシーについても、利用者が減少傾向にあり、運行体制の見直し等を行う必要があります。

(2) その対策

- ① 国道 219 号については、県（国）と連携し改良または維持管理の検討を行い、ドライバーや歩行者の安全性・快適性の向上を図ります。
- ② 県道については、県と連携し山間地や集落密集地などの改良・舗装の促進及び維持管理の推進に努めます。特に中河間多良木線、人吉水上線の茂原地区、錦湯前線については、県と緊密に協力・連携しながら改良促進に努めます。
- ③ 町道については、住民の生活、通勤、産業等に欠かすことのできないものであるため、計画的に整備するとともに、長寿命化を図ります。
- ④ 交通安全施設の拡充と維持管理に努めます。
- ⑤ 農道は計画的整備方針のもとに、生産団地間や地域拠点を連絡することにより、流通の合理化、農業の近代化を図っていきます。
- ⑥ 林道は、生産性の向上のため開設事業等を自然環境保全等に留意しながら計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ⑦ 近隣市町村と連携し、生活圏の広域化、高速交通化に対応できる交通ネットワークの確立を目指し、広域的観点から高速道路インターチェンジへスムーズにアクセスできる道路網の整備を促進します。
- ⑧ 地域公共交通の要である地域の鉄道や路線バスが維持できるよう支援します。また、本町が運営している乗り合いタクシーの運行及びその拡充等を図り交通が不便な地域住民の利便性の向上を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道中島線改良・舗装	町	
		町道里の城線改良・舗装	町	
		町道蓑田小林線改良・舗装	町	
		町道産業道路線改良・舗装	町	
		町道大久保線改良・舗装	町	
		町道茂原友線改良・舗装	町	
		町道高校通学路線改良・舗装	町	
		町道向原大豊町線舗装	町	
		町道宮ヶ野千里内線舗装	町	
		町道葛沢線舗装	町	

	橋りょう その他	町道上の原中原線舗装	町	
		町道植木二本柿線舗装	町	
		町道仮屋原線舗装	町	
		町道牛島1号線舗装	町	
		多良木地区町道舗装	町	
		黒肥地地区町道舗装	町	
		久米地区町道舗装	町	
		橋梁長寿命化修繕事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	
		道路防災・安全対策事業	町	
	(3) 林道	林道上柳線舗装	町	
		林道槻木北線開設	県	
		林道槻木北線舗装	町	
		林道槻木南線舗装	町	
		林道橋長寿命化事業	町	
		林道維持管理	町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	くま川鉄道経営安定化補助	町	
		地方バス運行等特別対策事業	町	
		乗合タクシー運行事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の上水道事業は、昭和40年12月より給水事業を行い、昭和54年度から昭和55年度に第二期拡張工事を実施しました。その後、老朽管更新事業を随時実施していますが、厳しい財政事情から計画どおりに施設の更新が進んでいないのが現状です。令和7年3月31日現在の給水人口は8,650人で、1日当たり最大配水能力は5,345m³、1日当たり平均配水量は2,232m³、水道普及率は105.5%です。水源は表流水（2ヶ所）60%、地下水（5ヶ所）40%です。上水道計画地区で上水道が普及していない地区や上水道を敷設できない地区があるので、実情に応じて上水道整備を検討していく必要があります。

イ 生活排水処理施設

本町の下水道は、平成 11 年 4 月から一部供用を開始し、下水道管渠築造工事については、平成 28 年度をもって計画区域の整備が完了しており、整備率は 100%となっています。しかし、中山間地域等において、生活排水及び産業排水による河川等の水質汚濁や排水路の悪臭が問題となっているため、生活環境が悪化するおそれがあります。今後は、下水道整備計画区域外の地域や中山間地域など、家屋が点在する地域において、短期間で安価に設置できる合併処理浄化槽の普及推進を図る必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

平成 14 年に人吉球磨広域行政組合が整備したごみ処理施設については、令和 14 年度で運営が終了となり、令和 15 年度からは新ごみ処理体制に移行する計画となっています。なお、ごみ処理については、資源有価物やプラスチックなどの資源を循環的に利用する取組を強化するとともに、徹底したごみの減量化が急務であります。

し尿処理については、下水道の整備や浄化槽の設置等が普及してきていますが、し尿処理施設が老朽化しているため、施設の整備が急務です。

エ 消防施設

広域行政組合の上球磨消防組合本部である上球磨消防署を中心に、多良木町消防団 12 分団 24 部、団員定数 389 人で消防体制を整備してきました。消防詰所、積載車、小型動力ポンプ等消防施設については、計画的に更新していく必要があります。また、防火水槽の新設が必要な地区もあります。

オ 公営住宅

令和 7 年 4 月 1 日現在の町営住宅は 319 戸（町営 286 戸・特公賃 15 戸・町単独 18 戸）です。建築から相当の年数が経過し老朽化した住宅も多く、長寿命化を図りつつ、建て替えや新築等により点在する住宅を集約しながら整備を行っていく必要があります。

カ 生活

経年劣化や老朽化した住宅が増加傾向にあります。住宅の安全性、居住性を高めることにより、住環境の向上を図る必要があります。

キ 防災・防犯

平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨等の教訓を活かし、過去に経験したことのない、いつ起こるか分からない災害に対し、さらに防災体制を強化していかなければなりません。防災行政無線だけでなく、連携している多良木町公式 SNS の活用な

ど伝達方法の多重化を図る必要があります。また、災害時は、避難所を開設しますが、大規模災害時に対応した物資や施設環境が十分ではないため、それらの整備が必要です。

加えて、災害が起きた際は、地域の防災力の向上が不可欠です。そこで、共助（自分たちの地域は自分たちで守る）が重要となります。地域自主防災組織活動の活発化、災害に備えた日ごろの防災訓練や防災教育の充実、消防団員の確保が急務です。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 上水道計画地区内で、上水道が敷設されていない地区については、地域住民の意向を踏まえて上水道の普及を図ります。
- ② 上水道敷設の困難な地区については、飲料水供給施設等の設置を促進します。

イ 生活排水処理施設

- ① 居住環境の改善や公衆衛生の向上及び河川等の水質改善をめざし、球磨川上流域下水道関連特定環境保全公共下水道事業の促進を図ります。
- ② 計画区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進することにより環境の整備を図ります。

ウ 廃棄物処理施設

ストックヤードを活用したリサイクル事業を進め、更なるリサイクル推進及びごみ減量の啓発に取り組みます。

エ 消防施設

消防施設整備計画に基づき、消防団詰所や消防ポンプ、防火水槽等、消防施設を計画的に整備・更新します。

オ 公営住宅

- ① 既存の公営住宅については、長寿命化を図るとともに、適正な維持管理を図ります。
- ② 住宅建設については、必要に応じて建て替えや集約を行いながら住民の要望等を取り入れるとともに、子育てや高齢者支援に配慮した整備を図ります。

カ 生活

住宅の安全性、居住性を高めるために行うリフォーム等や住宅の新築に対し支援し、住環境の向上を図ります。

キ 防災・防犯

- ① 防災無線放送内容を携帯電話メールや SNS に連携し、情報が直接住民に届くよう登録者の増加を図ります。
- ② 大規模災害や感染症に対応した避難所整備、計画的な物資の備蓄を図ります。
- ③ 関係機関との連携や協力体制の整備を図りながら、災害対策本部機能の強化を図ります。また、大規模災害時に対応した庁舎内設備を充実させます。
- ④ 「多良木町国土強靱化地域計画」に基づいた事業に取り組みます。
- ⑤ 自主防災組織活動の安定・持続化を図るため、PDCA サイクルに基づく地区防災計画の改定を推進します。
- ⑥ 地域の防災リーダーを育成するため、消防団 OB 等の防災士の資格取得を推進します。
- ⑦ 消防団員確保のため、消防団を退団しても、活動地域を限定した機能別消防団で消防活動が続けられるようにし、団員の確保を促進します。また、消防団活動を周知し、新入団員の加入を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管更新事業	町	
		量水器更新事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	町	
		球磨川上流流域下水道建設負担金	県	
	その他	浄化槽設置整備事業	町	
		(5) 消防施設	拠点施設	町
		小型動力ポンプ	町	
		小型動力ポンプ積載車	町	
		防火水槽	町	
		防災行政無線情報等伝達事業	町	
	(6) 公営住宅	町営住宅長寿命化事業	町	
		町営住宅建設事業	町	
		町営住宅改善・修繕事業	町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 環境	住宅リフォーム事業	町	
		資源有価物回収事業	町	

	(8) その他	防犯灯LED化整備事業	町	
		狂犬病予防事業	町	
		塵芥処理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本町には、認可の私立保育園が5園あります。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を目的とした放課後児童クラブが多良木に2クラブ、久米、黒肥地に各1クラブあります。

0歳から5歳までの就学前児童については、住民基本台帳によれば令和7年3月31日現在では208人となっており、今後さらに少子化が進む傾向にあり対策が必要です。

本町では子育て世帯の経済的な援助事業として、出生祝い金事業・全園児の保育料無償化事業・小中学校入学祝い金事業・高校等通学助成事業等を行っています。

イ 高齢者等の保健・福祉

住民基本台帳によれば、令和7年3月31日現在の65歳以上の人口は3,706人となっています。全人口に占める割合は、45.2%となり、全国平均を大幅に上回って高齢化が進んでいます。さらに、核家族化の進展等もあり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。

また、女性の社会進出、子の親に対する扶養意識の変化、さらには認知症高齢者の増加や介護する家族の高齢化等により、自分自身や配偶者等が病気になった場合の介護や、災害等の緊急時対応などが、高齢者の大きな不安要因となっています。加えて、外部との関わり合いの減少、閉じこもり傾向、意欲の減退がみられる高齢者が増えてきています。

こうした中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送れるよう、これまで特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター、認知症高齢者グループホーム等の老人福祉施設の基盤整備を進めてきました。

また、地域における総合的な相談窓口として「地域包括支援センター」を設置し、保健・医療・福祉にわたる包括的なサービスの提供に努めるとともに、在宅生活を支える柔軟なサービスとして、ヘルパー・デイサービス・ショートステイの機能を併せ持つ「小規模多機能ホーム」の整備も行っています。

今後は、少子高齢化の進展による人口構造の変化とそれに伴う介護・医療に対するニーズの増加、多様化を見据え、高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をより強固なものへと深化させる必要があります。

そのためには、既存の地域包括支援センターや各種サービスの機能を活かしつつ、保健・医療・福祉の専門職と地域住民が協働し、必要なサービスを切れ目なく利用できる包括的な支援体制をさらに発展させる必要があります。

併せて、住民の自主的な活動による地域福祉を推進し、住民一人一人が支え合い自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」を実現することが必要です。

健康づくりにおいては、平成13年4月に保健事業推進の拠点となる保健センターを建設し、妊産婦及び乳幼児から高齢者までの町民の健康づくり事業を効率的に推進できるようになりました。従来単独で実施していた住民健診を平成14年度から複合健診とし、簡易ミニドック的なシステムに変更しました。徐々にではありますが受診者増加につながっています。健診の結果をみると、壮年期の生活習慣病予備群が増加しているため、高齢者の健康を考える上でも、青壮年層の健康への意識を高め、将来に向けた健康づくりを推進していくことが重要です。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 出生時や、その後の子育て時に係る医療費や保育料等の経済的負担を軽減させるための支援を行います。
- ② 町内保育園が継続して安定した運営ができるよう支援します。
- ③ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図り、学童保育を推進します。
- ④ 子育て支援に関する事業が、必要とする人に適切に提供されるように、地域における子育て支援を充実させます。
- ⑤ 家庭訪問や健康診査、保育所への巡回支援等の機会を活用し、親子の心と体の健やかな成長を支えます。
- ⑥ 子どもを生き育てることの意義を学ぶ機会を提供し、子どもの豊かな成長を支える学びや親子の遊びの場をつくります。
- ⑦ 養育困難なケースについては関係機関と連携し情報共有等を行いながら、適切な支援を行います。
- ⑧ 仕事と生活の調和を推進し、安心安全な子育て環境を整備します。
- ⑨ 乳幼児健康診査等において発達を確認し、不安のある保護者を支援し、早期療育開始を目指します。また、質の高い療育が受けられるように、関係機関との連携を行います。

イ 高齢者等の保健・福祉

- ① 住民が自ら「健診を受けよう」「健康を守ろう」と思う情報の発信を行います。
- ② 住民が受けやすい健診の体制をつくるため健診機関や町内医療機関と連携を行います。
- ③ 地域の健康づくりを担う住民組織として食生活改善推進員の育成や学習支援を行います。
- ④ 要介護者等の増加に対応できるよう介護保険財政の安定的な運営に努め、高齢者等が必要とするサービスの確保、地域密着型サービスの検討を行います。
- ⑤ 住民が主体となって介護予防に対する取り組みを活発に行うことができるよう通いの場の立ち上げ支援と体操などの活動に対するサポートを行い、併せて介護予防活動の普及啓発のため引き続き町主催の介護予防教室等を実施していきます。
- ⑥ 上球磨地域包括支援センターの機能強化を図り、行政、医療機関、社会福祉協議会をはじめ介護サービス事業所等との連携を進め、高齢者が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進していきます。
- ⑦ 高齢者に対し能動的にアプローチを行い、健康状態の把握と家庭環境等の状況把握がいち早く行えるよう、積極的な情報収集・分析と上球磨地域包括支援センターとの情報共有により早期対応できる体制を整えます。
- ⑧ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けする活動及び認知症の人とその家族の積極的な活動を支援します。
- ⑨ 老人クラブ活動などの地域活動を支援し、関係機関と連携して世代間の交流や文化・スポーツ活動の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	子どものための教育・保育	町 保育園	
		保育所改修事業	町 保育園	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	老人保護措置費	町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	出生祝い金事業	町	
		小中学校入学祝い金事業	町	

	高齢者・障害者 福祉	高校等通学助成事業	町	
		障害者等福祉手当事業	町	
		敬老祝賀会事業	町	
		配食サービス事業	町	
		長寿年金支給事業	町	
	(9) その他	えびすの湯管理委託	町	
		えびすの湯改修事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		社会福祉協議会運営費補助	社会福祉 協議会	
		シルバー人材センター運営費補助	シルバー人材 センター	
		障害者自立支援給付事業	町	
		高齢者及び身体障害者住宅改造助成 事業	町	
		老人クラブ運営費補助	老人クラブ	
		高齢者の生きがいと健康づくり事業	老人クラブ	
		家族介護継続支援事業（介護用品支 給等）	町	
		高齢者等生活支援事業	町	
		敬老会等事業	町	
		重度心身障害者医療費助成事業	町	
		障害者自立支援医療給付事業	町	
		地域生活支援事業	町	
障害児居宅生活支援利用者負担特別 助成事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、球磨郡公立多良木病院（令和7年10月1日現在、常勤医師24名、非常勤医師15名、病床数178床）、槻木診療所、一般及び歯科の10診療所（医師及び歯科医師13人）があります。医師13人）があります。球磨郡公立多良木病院は、昭和

59年に現在地に新築移転し、最新の高度な医療器械器具が導入され、医師数も増員され、診療科目も充実されました。平成6年3月に在宅介護支援センター開設、同年4月に総合健診センター「コスモ」を新築移転、及び5月に老人保健施設シルバーエイト開設（一般50床、認知症専門40床）、また平成7年4月より人工透析開始（30床）、現在診療科目13科となっています。平成21年には病棟や救急外来、手術室、消化器センターの増改築を行い、救急時により迅速な対応ができるようになりました。

球磨郡公立多良木病院は昭和59年11月へき地医療中核病院に認定され、上球磨消防署との連携のもとに4ヶ町村の地域の救急病院としての核となっています。また、球磨郡医師会協力のもとに、休日在宅当番医制が行われています。

槻木診療所は、常勤の医師はおりませんが、球磨郡公立多良木病院から週2回診療にあたっています。交通手段がなく、診療所へ通院が困難な住民に対しては、集落支援員による通院の支援を行っています。

急速な高齢化（令和7年3月31日現在高齢化率45.2%）により、在宅医療への要望が高まり、平成25年4月に公立多良木病院に在宅医療センターを設置、さらに訪問看護ステーションを球磨郡医師会の他に公立多良木病院にも開設し、町内全地区をカバーしています。

(2) その対策

- ① 球磨郡公立多良木病院を4ヶ町村の地域の中心的医療機関として、関係市町村と協議のうえ医療の拡充を図ります。また、へき地住民の健康保持のため、巡回診療を検討します。
- ② 医師不足対策として、関係市町村や団体との連携、国県の施策により医師確保に努めます。
- ③ 保健予防対策としては、特定健診及び後期高齢者健診、結核、各種がん検診や予防接種を実施し、疾病の予防と早期発見、生活習慣改善の啓発に努めます。また、乳幼児期から高齢期の健康づくり対策を地区組織も利用し各種教室、相談事業により推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	槻木診療所事業	町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	球磨郡公立多良木病院企業団町村負担金	多良木町及び 3町村	

	その他	子ども医療費助成事業	町	
	(4) その他	健康づくり推進事業	町	
		予防接種事業	町	
		結核検診事業	町	
		任意検診事業	町	
		健康増進事業	町	
		母子保健事業	町	
		鍼灸治療費助成事業	町	
		在宅当番医制事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、町立の小学校6校（うち分校1、休校2）、中学校1校があり、県立の特別支援学校が1校あります。

令和7年5月1日現在で、小学校児童数337人、中学校生徒数233人と毎年減少しています。また、町立の幼稚園がありましたが、平成21年度には、集団的な幼児教育の場としての機能を果たせなくなったことから、平成21年度をもって休園し、令和6年1月に廃止となりました。

教育施設面では、令和3年度から多良木高校跡地に多良木中学校の新校舎の建設を開始し、令和5年8月から供用を開始しました。加えて、GIGAスクール構想のもと、一人一台のタブレットや通信環境など、ICT教育に対応した環境を整備しています。

今後は、少子化がさらに進む見込みで、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットが今後顕在化してくるおそれがあります。加えて、地域住民や児童数の減少などにより、多様な価値観を持った人々との交流や体験が減少しており、この状況がさらに進めば、子どもたちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下が問題となってきます。加えて、特別支援教育においては、障がいが多様化・複雑化しており、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

一方で、教員の勤務負担の軽減が課題となっており、多様化・複雑化している学校の課題に対応していくためには、チームとしての学校組織全体の総合力を一層高めていくことが求められています。

また、人口減少や生活環境の変化に伴い子どもが地域と関わる機会が少なくなり、郷土の食材や食文化へ触れる機会も少なくなっています。子どもたちが地域の食文化に親しみ、食への関心と理解を深める取り組みが必要です。

施設面においても、近年の高温化での熱中症リスクを回避するための空調設備の整備や学習・運動環境の質の向上のため照明のLED化が必要となります。

イ 社会教育の振興

近年は、高度情報化社会、高齢化社会の進展と少子化現象など社会構造の変化による地域のライフスタイルが変わり、文化、スポーツ、レクリエーション等、生涯学習社会のより充実した形成が望まれる時代になっています。

本町では、歴史文化遺産の保存、整備、活用を図る取り組みや、総合型地域スポーツクラブの設立、社会教育関係団体の活動やイベント等を通して、住民のニーズに対応していますが、今後益々多様化するニーズへの対応やより充実した内容にするため、事業評価による内容の検討並びに施設整備による学習環境の整備等が重要です。

ウ スポーツ

小学校部活動の廃止や、中学校部活動の再編に伴い、子どもがスポーツに親しむ機会が少なくなっており、運動不足による生活習慣の乱れや体力低下が懸念されます。また、健康体力の増進や、精神的充足をもたらす、スポーツ・レクリエーション活動を求める人々が増え、生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しむ生涯スポーツ社会の実現が求められており、子どもから大人まで、それぞれの体力や年齢、目的に応じたスポーツが楽しめるような環境を整備する必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 「生きる力」の大きな柱である豊かな人間性の育成は、学校、家庭、地域社会の連携と、それぞれのバランスのとれた取り組みの中で、より深く育まれます。自分を大切にする気持ちを高め、全ての命を大切にする心を育むことは、人権を尊重したり、環境を守ったりする意識や態度を培うなど、様々な教育の原点となるものです。自らを律し他人を思いやる心や、命を大切にする豊かな心を育成します。夢や希望をもち、公共の精神を尊び、社会の一員として主体的、創造的に生きていくための基盤づくりを推進します。
- ② 学校は、知・徳・体の全人的な発達を図りながら、生涯学習の基盤を培う場です。生涯にわたる学習を行うために必要な、基礎的・基本的な能力と態度を養い、自ら学ぶ意欲を持ち課題を解決しようとする自己教育力を育てます。子どもたちに、基礎的・基本的な知識と技能を活用して、問題解決を図るた

めに必要な思考力、判断力、表現力などを身に付けさせるよう取り組んでいきます。

- ③ 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現できるよう、自ら運動に親しみ、体力を高め、健康で安全な生活のできる資質や能力を備えた児童生徒を育成します。
- ④ 障がいのある者となない者が共に支え合う共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図るため、障がいのある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし自立や社会参加することができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努め、すべての学校等における特別支援教育の一層の推進を図ります。
- ⑤ 地域一体となった学校づくりは、心身ともにたくましく創造性に満ちたこどもづくりにつながります。また、学校が地域と社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころになります。学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。そのために、学校・家庭・地域が連携しコミュニティ・スクールを運営していきます。
- ⑥ 地元の食材を活かし、安全で安心な学校給食を提供します。また児童、生徒の心身の発達並びに食育の推進に寄与するおいしい、楽しい給食の充実に努めます。

イ 社会教育

- ① 町民一人ひとりが、生涯各期にわたっていろいろな学習活動ができるように、生涯学習の推進体制をはじめ、学習機会の情報提供、学習意欲を高める啓発活動、あるいは生涯学習施設の整備等、様々な学習環境の充実に向けて取り組みます。
- ② 到来する AI や 5G 社会を見据えた生涯学習を展開していきます。
- ③ 生涯学習活動の要である青少年育成会議や社会教育関係団体を支援し、活性化を図ります。
- ④ 教育の政治的中立性を確保しながら共に学び語り合うことができ、実践につながる人権教育を推進します。加えて、学習による文化的多様性の持つ価値への理解を促進します。

ウ スポーツ

- ① 放課後子ども教室の充実や社会体育団体を中心としたジュニアスポーツ団体の育成を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブ（あいあいスポーツクラブたらぎ）と連携し、様々なスポーツを楽しめる機会を提供します。

- ③ 郡や町の体育協会と連携し競技としての大会や町民参加型の大会を実施し、スポーツに親しむ機会をつくり生涯スポーツに繋がります。
- ④ 近隣市町村と連携し、広域でのスポーツ大会を実施し、スポーツでの地域活性化を促します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	学校施設バリアフリー化事業	町	
		屋内運動場	多良木小学校屋内運動場改修事業	町	
			久米小学校屋内運動場改修事業	町	
			宮ヶ野小学校屋内運動場改修事業	町	
			黒肥地小学校屋内運動場改修事業	町	
			槻木小学校屋内運動場改修事業	町	
			柳野分校屋内運動場改修事業	町	
		給食施設	学校給食配送車更新事業	町	
			給食センター施設整備事業	町	
			その他	宮ヶ野小学校プール附属屋解体事業	町
		小・中学校タブレット入換事業		町	
		小・中学校パソコンリース		町	
		(3) 集会施設・体育施設	公民館	黒肥地公民館改修事業	町
	黒肥地公民館耐震調査事業			町	
	体育施設		総合グラウンド陸上競技場改修事業	町	
			体育施設照明等LED化事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	義務教育	特別支援教育支援員配置事業	町	
			学校給食費補助事業	町	
		義務教育	外国語指導助手派遣事業	町	
			オンライン英会話事業	町	

		小中学校 I C T 支援員配置事業	町	
	(5) その他	図書購入	町	
		駅伝大会	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には 47 行政区があり、それぞれに大小の集落が多数あります。また、辺地度点数（役場、医療機関、郵便局、小中学校等までの距離が遠隔であることなど、へんぴな程度を示す点数）100 点以上の辺地が槻木、宮ヶ野など 3 地区あります。少子高齢化や人口減少に伴って地域コミュニティの弱体化や空き家等の増加が懸念されますが、山間辺地の小規模集落には、それぞれ古い歴史と地形等の事情があり、安易に基幹集落に誘導することは困難な状況です。このため、道路整備、消防施設の整備、産業の振興などを、地域の実情に応じて計画的に実施しています。

(2) その対策

- ① 空き家等の増加は、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、空き家等の利活用を進める「多良木町空き家バンク制度」に基づき、空き家の活用を促進するとともに、町外からの移住者等による地域活動の活性化を図ります。
- ② 倒壊の危険がある家屋は家屋の解体などを含めた環境整備を図ります。
- ③ 山間辺地に点在する小規模集落については、今後急激な人口減少により共同体活動を営むことが困難となった場合、地区住民と協議のうえ、条件の整った集落への再編成を促進します。
- ④ 本町中央部と幹線道路の整備や集落内の生活道路の整備を行うとともに、生活環境施設等の整備、産業の振興を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 記載事業なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については多良木町公共施設等総合管理計画、多良木町公共施設個別施設計画、その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町の文化行政は、主に文化協会の組織を主体とした取り組みになっています。近年の高齢化社会の時代を迎え、住民の文化活動もますます多様化していますが、現在の組織部門も、音楽、舞踊、趣味、文芸など約 40 団体を数え、年間事業計画のもとに「美しさ、ゆとり、遊び、個性、楽しさ」を求めて、各団体等で活動がなされています。

また、本町は相良文化の発祥地として、鎌倉時代からの遺跡など国、県、町指定の文化財が町内全域に多数散在し、令和 7 年 9 月には「蓮花寺東之前遺跡」と「青蓮寺境内」が「多良木相良氏遺跡」として国の史跡に指定されました。その保護行政について文化財保護委員会の活動強化を図りながら、文化財の保存活用事業の充実を図っているところです。

近年ますます増大、多様化している住民の文化活動のための施設整備や文化財保存面での後継者不足が関係者の大きな課題となっています。これらの解決策を見いだしながら、自然と豊かな文化につつまれた明るい活力ある郷土づくりを目指します。本町は全国的にみても稀有な歴史がある町です。その素晴らしさを全国に普及していかなければなりません。加えて、豊富な文化財を観光と結び付けるなど、観光資源として活用していく必要があります。

(2) その対策

- ① 全町的に考えた文化施策を他の地域振興策と一体的に推進します。
- ② 既存施設の有効利用、民間施設の活用、近隣町村との相互利用など効率的な施設の整備を図ります。
- ③ 町の補助制度に基づき文化財の所有者・管理者への積極的支援に取り組みます。
- ④ 歴史文化遺産の調査を継続し、黒の蔵等の既存施設を活用して普及啓発に取り組みます。
- ⑤ 多良木相良氏関連遺跡群の調査を実施し、保存及び活用に取り組みます。
- ⑥ 文化財（主に多良木相良氏遺跡）を観光と結びつけ、観光商品の開発に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	多良木町歴史遺産修復事業	町	
		文化財保護及び活用事業	町	
		歴史回廊たらぎ交流促進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については「多良木町公共施設等総合管理計画」、「多良木町公共施設個別施設計画」その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

本町の基幹産業である第一次産業を支え、美しい景観を創り出している豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくことは、重要な課題の一つです。地球規模で進んでいる地球温暖化の問題は、自然環境に大きな影響を与えており、自然と共生し自然の恵みで産業を生み出す我が町にとって避けることのできない大きな課題となっています。

(2) その対策

脱炭素・循環型社会を推進するため、クリーンエネルギー、再生可能エネルギー及び自然エネルギー利用施設の設置や公用車のEV化について普及促進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度） 記載事業なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については「多良木町公共施設等総合管理計画」、「多良木町公共施設個別施設計画」その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地籍調査

地籍調査は、生活の基盤である土地に関する基本調査であると同時に、調査結果は精度の高い正確な地図情報として大いに利活用されるべき情報です。

本町は、調査計画面積が膨大なため事業期間が長期化する傾向にあり、特に山間地域においては、過疎化・高齢化が進み、現地の境界が分かる土地所有者が少なくなり、調査が困難になることも予想されるので、調査体制の充実を図り、事業の早期完了が望まれています。

イ その他

今後ますます高度化していく産業や経済、多様化していく福祉や文化、また進展する国際化・情報化等の社会情勢の中で、持続的で主体的な地域づくりを推進するとともに、個性と活力のあるまちづくりに取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 地籍調査

国が示した「第7次十箇年計画（令和2年度～令和11年度）」に沿って調査業務の一層の進捗を図ります。

イ その他

自立的な個性ある地域づくりを進め、本町の特徴を活かした活性化を図るため、人材育成や各種イベントを開催し、町民総意によるまちづくりを行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し 必要な事項		地籍調査業務	町	
		たらぎ農林商工祭	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設については「多良木町公共施設等総合管理計画」、「多良木町公共施設個別施設計画」その他関連計画の方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

14 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	林地残材活用事業	町	これらの事業は、町の産業振興に寄与し、将来にわたって効果が及ぶことが期待されます。
		木造住宅促進事業	町	
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	くま川鉄道経営安定化補助	町	これらの事業は、町の交通手段の確保に寄与し、将来にわたって効果が及ぶ
		地方バス運行等特別対策事業	町	
		乗合タクシー運行事業	町	

				ことが期待されます。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活	住宅リフォーム事業	町	これらの事業は、町の生活環境の向上に寄与し、将来にわたって効果が及ぶことが期待されます。
		環境 資源有価物回収事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者 福祉	出生祝い金事業	町	これらの事業は、子育て環境の確保、高齢者等の福祉の向上に寄与し、将来にわたって効果が及ぶことが期待されます。
		小中学校入学祝い金事業	町	
		高校等通学助成事業	町	
		障害者等福祉手当事業	町	
		敬老祝賀会事業	町	
		配食サービス事業	町	
		長寿年金支給事業	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	球磨郡公立多良木病院企業団町村負担金	多良木町及び3町村	これらの事業は、医療の確保に寄与し、将来にわたって効果が及ぶことが期待されます。
		その他 子ども医療費助成事業	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	特別支援教育支援員配置事業	町	これらの事業は、教育の振興に寄与し、将来にわたって効果が及ぶことが期待されます。
		学校給食費補助事業	町	
		外国語指導助手派遣事業	町	
		オンライン英会話事業	町	
		小中学校ICT支援員配置事業	町	